

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 全国自治宝くじ事務協議会を設置する件の一部を改正する件 二〇四
- 公印を新調しその使用を開始する件二件 二〇四
- 公印を改刻しその使用を開始する件二件 二〇六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 二〇六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二〇七
- 県営土地改良事業計画を定めた件三件 二〇八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件の一部を改正する件 二〇八
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 二〇八
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二〇九
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 二一〇
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 二一〇
- 土地区画整理組合の事業計画の変

公告

- 会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件 三三
- 更正認可した件 三三
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 三三
- 指定居宅サービス事業者を廃止した件 三三
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 三三
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三三
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 三三
- 指定介護予防サービス事業を廃止した届出があった件 三四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 三五

- 出があった件 三五
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 三五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件四件 三六
- 公共測量の実施が終了した件四件 三六
- 地域森林計画を変更した件四件 三六
- 河川整備基本方針を定めた件 三七
- 浸水想定区域を指定した件 三六
- 都市公園を設置する件 三六

- 福島県教育委員会 三三
- 公印を新調しその使用を開始する 三三
- 平成二十一年三月二十三日付決定例第二千六百五号中 三三
- 平成二十一年三月二十四日付け号外第十三号中 三三
- 件 三六
- 福島県公安委員会 三九
- 警備員等の検定を実施する件 三九
- 警備員指導教育責任者講習を実施する件 三〇
- 正誤 三〇
- 平成二十一年三月二十三日付決定例第二千六百五号中 三三
- 平成二十一年三月二十四日付け号外第十三号中 三三


告示




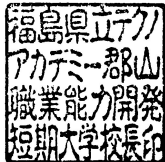


福島県告示第二百二十三号
 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十一年四月一日から施行する。
 平成二十一年三月三十一日
 福島県知事 佐藤 雄平
 第三条第二号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。
 (総務課)

福島県告示第二百二十四号

公印を次のように新調し、平成二十一年四月一日その使用を開始する。
 平成二十一年三月三十一日
 福島県知事 佐藤 雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
15の5	福島県安全管理監		知事直轄総合安全管理室総合安全管理課長

112の2	112	111の2	111	110	101
福島県立テクノアカデミー 郡山職業能力開発校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 郡山職業能力開発校長印	福島県立テクノアカデミー 郡山職業能力開発短期大 学校長印 (学生証明用)	福島県立テクノアカデミー 郡山職業能力開発短期大 学校長印	福島県立テクノアカデミー 郡山校長印	福島県立テクノアカデミー 郡山印
					
福島県立テクノアカデ ミー郡山校長					

23	23	23	番号	113
福島県現金出納員印 (福 島県会津自然の家)	福島県現金出納員印 (福 島県郡山自然の家)	福島県現金出納員印 (福 島県立修明高等学校)	公印の名称	福島県現金出納員印 (福 島県立テクノアカデミー 郡山)
			印影	
福島県会津自然の家の 福島県現金出納員	福島県郡山自然の家の 福島県現金出納員	福島県立修明高等学 校の福島県現金出納員	公印管理者	福島県立テクノアカデ ミー郡山の福島県現金 出納員




職印

福島県告示第二百二十五号

公印を次のように新調し、平成二十一年四月一日その使用を開始する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(文書法務課)

24の2	23	23
福島県現金取扱員印(福島県立修明高等学校鮎川校用)	福島県現金出納員印(福島県いわき海浜自然の家用)	福島県現金出納員印(福島県相馬海浜自然の家用)
		
福島県立修明高等学校鮎川校の現金取扱員	福島県いわき海浜自然の家の福島県現金出納員	福島県相馬海浜自然の家の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第二百二十六号

公印を次のように改刻し、平成二十一年三月三十一日その使用を開始する。
平成二十一年三月三十一日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

23	番号	公印の名称	印影	公印管理者
		福島県現金出納員印(福島県立大沼高等学校用)		福島県立大沼高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第二百二十七号

公印を次のように改刻し、平成二十一年三月三十一日その使用を開始する。

23	番号	公印の名称	印影	公印管理者
		福島県現金出納員印(福島県立小高商業高等学校用)		福島県立小高商業高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

平成二十一年三月三十一日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まわづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル一箕町店 会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 山口薬品株式会社

住所 郡山市安積町二丁目六番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 仁

名称 株式会社エムズ

代表取締役 齋藤 満

住所 喜多方市押切南二丁目十一番地

(変更後) 削除

三 変更した年月日

平成二十年三月二十日(株式会社エムズにあっては平成二十年二月二十九日)

四 届出年月日

平成二十一年三月十七日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 中村 孝也

(変更後) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 飯塚 清

三 変更した年月日

平成十八年六月二十八日

四 届出年月日

平成二十一年三月十九日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 飯塚 清

(変更後) 仙台ターミナルビル株式会社

宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号

代表取締役社長 菊池 眞澄

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十年六月二十七日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十一年三月十九日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ユニクロ会津アピオ店 (仮称)西松屋会津アピオ店 会津若松市町北町

大字始字宮前十四番地一ほか二十筆

二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、西後庵堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うため土地改良事業計画を定め

た。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日 福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年四月一日から

同 月二十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、三ツ森地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うため土地改良事業計画

を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日 福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年四月一日から

同 月二十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

安達郡大玉村役場及び本宮市役所

（農村計画課）

福島県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、足駄木地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に

係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日 福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年四月一日から

同 月二十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第百三十五号

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十年福島県告示第百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

一 の3の(一)の3及び二の3の(一)の3中「その他特別の伐採に係るもの」を「に係る森

林」に改める。

福島県知事 佐藤雄平

（治山対策課）

福島県告示第百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の

登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十一年三月三十一日 福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量				
749	魚かす 粉末	6.5	7.0	—	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀一丁目7番5号	平成27年3月29日
750	肉かす 粉末	8.0	—	—	同上	同上	平成27年3月29日
751	蒸製骨粉	22.0	3.0	22.0	—	—	平成27年3月29日

その他の制限事項は、公定規格のとおり。

福島県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
梨平	耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字井戸尻	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町奥川大字豊島字新町	急傾斜地の崩壊	
松峰1号	同 郡同 町奥川大字高陽根字石古	急傾斜地の崩壊	
小田沢	同 郡同 町奥川大字豊島字下松	土石流	
宮野沢	同 郡同 町奥川大字飯沢字宮野	土石流	
矢中	岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中	急傾斜地の崩壊	
カタクラ沢	郡山市熱海町高玉字南石田	土石流	
熱海一丁目1号	同 市熱海町熱海一丁目	急傾斜地の崩壊	
熱海一丁目2号	同 市熱海町熱海六丁目	急傾斜地の崩壊	

（農業総合センター）

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
梨平	耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字井戸尻	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町奥川大字豊島字新町	急傾斜地の崩壊	
松峰1号	同 郡同 町奥川大字高陽根字石古	急傾斜地の崩壊	
小田沢	同 郡同 町奥川大字豊島字下松	土石流	
宮野沢	同 郡同 町奥川大字飯沢字宮野	土石流	
矢中	岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中	急傾斜地の崩壊	
カタクラ沢	郡山市熱海町高玉字南石田	土石流	
熱海一丁目1号	同 市熱海町熱海一丁目	急傾斜地の崩壊	
熱海一丁目2号	同 市熱海町熱海六丁目	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
梨平	耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字井戸尻	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町奥川大字豊島字新町	急傾斜地の崩壊	
松峰1号	同 郡同 町奥川大字高陽根字石古	急傾斜地の崩壊	
小田沢	同 郡同 町奥川大字豊島字下松	土石流	
宮野沢	同 郡同 町奥川大字飯沢字宮野	土石流	
矢中	岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中	急傾斜地の崩壊	
カタクラ沢	郡山市熱海町高玉字南石田	土石流	
熱海一丁目1号	同 市熱海町熱海一丁目	急傾斜地の崩壊	
熱海一丁目2号	同 市熱海町熱海六丁目	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
梨平	耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字井戸尻	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新町	同 郡同 町奥川大字豊島字新町	急傾斜地の崩壊	
松峰1号	同 郡同 町奥川大字高陽根字石古	急傾斜地の崩壊	
小田沢	同 郡同 町奥川大字豊島字下松	土石流	
宮野沢	同 郡同 町奥川大字飯沢字宮野	土石流	
矢中	岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中	急傾斜地の崩壊	
カタクラ沢	郡山市熱海町高玉字南石田	土石流	
熱海一丁目1号	同 市熱海町熱海一丁目	急傾斜地の崩壊	
熱海一丁目2号	同 市熱海町熱海六丁目	急傾斜地の崩壊	

号

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂防課)

福島県告示第二百四十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津坂下町坂下西第二土地区画整理組合
 - 二 事務所の所在地 河沼郡会津坂下町字中岩田二千七番地
 - 三 設立認可の年月日 平成十年十二月八日
 - 四 変更認可の年月日 平成二十一年三月二十四日
 - 五 変更の内容 事業施行機関
変更前 平成十年十二月八日から平成二十一年三月三十一日
変更後 平成十年十二月八日から平成二十二年三月三十一日
- (まちづくり推進課)

福島県告示第二百四十一号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

表中

物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。	福島県県北地方振興局の所管区域内に所在する公
物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。	所長の所管に属する事務に関する上欄に掲げる事務
物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。	福島県県北地方振興局の所管区域内に所在する公
物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。	所長の所管に属する事務に関する上欄に掲げる事務

納納納納納納

に改める。

報酬、給料、職印手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費(物品購入に係るものを除く。)並びに旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

福島県財務規則別表第六の上欄に掲げる総室、局、課等の所管に属する事務員に事故があるとき又は、副課長の職にある納員)

公 告

公告第五百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

(審査課)

事業者の名称	事業者の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ダイサービ	福島市飯坂町	株式会社癒	福島県福島市	平成二十一年	通所介護

スセンター 健やかライ フ	字湯町二八 一	樹会	笹谷字下釜二 四一四	三月一日	
ツクイ会津 金川町	会津若松市金 川町九一二	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一六	同	同
デイサービ スえがお	郡山市喜久田 町卸一七一 七一	株式会社エ コ	福島県郡山市 富田町字愛宕 前七七七	同	同
ザ・サンシ ヤイン会津 若松	会津若松市金 川町九一一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一六一	同	短期入所 生活介護
特別養護老 人ホームさ くら	郡山市田村町 岩作字梅木平 一二	社会福祉法 人桜福祉会	福島県郡山市 田村町岩作字 梅木平一二	同	同
ザ・サンシ ヤイン会津 若松	会津若松市金 川町九一一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一六一	同	特定施設 入居者生 活介護
メーブルハ イム伊達	伊達市箱崎字 川端一一一	株式会社ト ータルビジ ネスサービ ス	東京都足立区 竹の塚四二 一Tビル 五階	同	同
ケアサポー トプランニ ング	福島市蓬萊町 三一六一六	プラテック 株式会社	福島県福島市 蓬萊町三一 一六	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
デイサービ スつつじ	いわき市平字 四町目一八総	医療法人社 団いわき中	同 いわき 市平字四町目	平成二一年 三月九日	通所介護

あさかの杜 ケアコミュ ニティそよ 風	郡山市安積町 成田字漆山四 五	株式会社メ デカジヤパ ン	埼玉県さいた ま市大宮区桜 木町一一九 六	平成二二年 三月一五日	特定施設 入居者生 活介護
	和ビル四階	央クリニッ ク	一八総和ビル 三階		

公告第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅
介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援事 業所きぼう	福島市笹谷字谷 地前二一三五 シニアホームせ んじゅ内	フジケアサー ビス株式会社	福島県郡山市大 町一一四一一 四	平成二二年 三月一日

（高齢福祉課介護保険室）

公告第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サー
ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名 称	事業所の所 在 地	事業者の名 称（個人に あつては、 氏名）	事業者の主た る事務所の所 在地（個人に あつては、住 所）	廃止年月日	サービスの 種類
株式会社ス	郡山市字川向	株式会社ス	福島県郡山市	平成二二年	福祉用具

ズキ自販福島	一五七一一	ズキ自販福島	字川向一一七	一月三二日	貸与
よしま金成クリニック通所介護事業所	いわき市好間町上好間字洞三四	医療法人桂生会	同 県いわき市平字鎌田町一二	平成二二年二月一日	通所介護
ツクイいわき内郷	同 市内郷御厩町四一三	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市区上区大岡西一一六一一	平成二二年一月三二日	訪問入浴介護
訪問介護事業所ヘルパーステーションふきのとう苑	相馬市富沢字松道一九	社会福祉法人相双記念会	福島県相馬市富沢字松道一九	同	訪問介護
会津みどり農業協同組合福祉支援センター	大沼郡会津美里町立石田字古宮前甲三六二一一	会津みどり農業協同組合	同 県河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五一	平成二二年二月一日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第百五十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事業所の所在地	廃止年月日
すいとびー介護ステーション常磐	いわき市常磐上湯長谷町山ノ神前一四一四	日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一四一一	平成二二年二月一五日

まごころケア相馬	相馬市中村一一〇一一	株式会社エムワン・エンタプライズ	東京都中央区日本橋茅場町一一一六一五	平成二二年一月三二日
----------	------------	------------------	--------------------	------------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第百五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問介護事業所おとりの	郡山市富田町字向館四〇	福島市笹谷字谷地前二二一四〇エステート笹谷VE一〇二	株式会社ほくせい	福島県郡山市富田町字向館四〇	訪問介護
介護専門店ハイジ	伊達市保原町宮下六七一三	伊達市保原町三二八スリーエイトビル一階	有限会社地域サポート研究所	同 県伊達郡桑折町伊達崎字道林一三	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人に)	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	-------------	----------------	-------	---------

ケアサポ トプランニ	福島市蓬萊町 三一一一六	株式会社 プラテック	福島県福島市 蓬萊町三一一	同	同	介護予防 福祉用具
メープルハ イム伊達	伊達市箱崎字 川端一一一	株式会社ト ータルビジ ネスサービ ス	東京都足立区 竹の塚四一二 一Tビル 五階	同	同	同
若松	会津若松市金 川町九一一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一一六一	同	同	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
特別養護老 人ホームさ くら	郡山市田村町 岩作字梅木平 一一二	社会福祉法 人桜福祉会	福島県郡山市 田村町岩作字 梅木平一一二	同	同	同
若松	会津若松市金 川町九一一	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一一六一	同	同	介護予防 短期入所 生活介護
デイサービ スえがお	郡山市喜久田 町卸一一一一 七一一	株式会社エ コ	福島県郡山市 富田町字愛宕 前七七一一七	同	同	同
ツクイ会津 金川町	会津若松市金 川町九一一二	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港南区上大 岡西一一六一	同	同	同
デイサービ スセンター 健やかライ フ	福島市飯坂町 字湯町二八一 一	株式会社癒 樹会	福島県福島市 笹谷字下釜二 四一一四	平成二二年 三月一日	同	介護予防 通所介護
		あつては、 氏名)	在地(個人に あつては、住 所)			

デイスার্ビ スつっじ	いわき市平字 四町目一八総 和ビル四階	医療法人社 団いわき中 央クリニッ ク	同 県いわき 市平字四町目 一八総和ビル 三階	平成二二年 三月九日	介護予防 通所介護
あさかの杜 ケアコミュ ニティそよ 風	郡山市安積町 成田字漆山四 五	株式会社メ デカジャパ ン	埼玉県さいた ま市大宮区桜 木町一一九一 六	平成二二年 三月九日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護

公告第百五十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介
護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ
た。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サービ スの種 類
株式会社ス ズキ自販福 島	郡山市字川向 一五七一	株式会社ス ズキ自販福 島	福島県郡山市 字川向一一七 一	平成二二年 一月三十一日	介護予防 福祉用具 貸与
よしま金成 クリニッ ク通所介護事 業所	いわき市好間 町上好間字洞 三四	医療法人桂 生会	同 県いわき 市平字鎌田町 一一二	平成二二年 二月一日	介護予防 通所介護

公告第百六十号

介護専門店 ハイジ	伊達市保原町 宮下六七―三	伊達市保原町 三―八スリー エイトビル1階	有限会社地 域サポ―ト 研究所	同 県伊達 郡桑折町伊 達崎字道林 一―三	同
訪問介護事 業所おと り	郡山市富田町 字向館四〇	福島市笹谷字 谷地前二二― 四〇エステ― ト笹谷VE一 〇二	株式会社ほ くせい	福島県郡山 市富田町字 向館四〇	介護予防 訪問介護
事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあつ ては、住所)	サービ スの種 類

(高齢福祉課介護保険室)

公告第百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百五十五条の五の規定により、次の指定介
護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

会津みどり 農業協同組 合福祉支援 センター	大沼郡会津美 里町立石田字 古宮前甲三六 二―二	会津みどり 農業協同組 合	同 県河沼郡 会津坂下町字 東南町裏甲三 九八五―一	平成二二年 二月一日	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売
ツクイいわ き内郷	同 市内郷 御厩町四―三 四	株式会社ツ クイ	神奈川県横浜 市港区上大岡 西一―六一―一	平成二二年 一月三二日	介護予防 訪問入浴 介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第百六十二号

グループ プホー ムゆう ゆうホ ーム	白河市大鹿 島前五―一	特定非 営利活 動法人 内五三	白河市表郷 金山字竹ノ	平成二二年 二月二八日	共同生活 援助	知的障害者 のサービスの 主たる対象 者
事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止年月日	サービ スの種 類	サービ スの 主たる 対象 者

(障がい福祉課)

公告第百六十一号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、
次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービスを廃止した旨届
出があつた。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

グループ プホー ムケア ホーム すみれ	すまい ・る遊 遊	白河市み さか二丁 目三九― 七	白河市表 郷金山字 竹ノ内五 三	特定非 営利活 動法人 遊遊ク ラブ	福島県白 河市表郷 金山字竹 ノ内五三	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害 者
変更前 の事業 所の名 称	変更後 の事業 所の名 称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の 主たる事 務所の所 在地	サービ スの種 類	サービ スの 主たる 対象 者

(障がい福祉課)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、
次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更し
た旨届出があつた。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

清算法人郡山市中部土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

住所

清算人	安藤 一二	郡山市片平町字米沢一九番地の二
同	市川 甲恵	市三穂田町鍋山字向原二番地
同	大橋 正男	市大槻町字中ノ平五五番地
同	野崎 匡弘	市三穂田町富岡字本郷七一番地
同	佐藤 與七	市三穂田町川田字館二番地
同	外島美佐雄	市片平町字上居一〇六番地
同	本田 澄男	市大槻町字南台五番地の三
同	安藤 嘉郎	市三穂田町山口字前芦ノ口九八番地
同	鈴木 佐衛	市大槻町字殿町五六番地

（農村計画課）

公告第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、音金地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十一年一月十四日完了したので公告する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

公告第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、館岩地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十一年一月二十一日完了したので公告する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、西側地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十年九月十日完了したので公告する。

で公告する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

公告第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、河東西部地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十年十二月二十二日完了したので公告する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

公告第百六十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定による公共測量の実施を終了した。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 測量地域 南会津郡南会津町木伏地内
 二 測量開始期日 平成二十年七月二十二日
 三 測量終了期日 平成二十一年三月十九日
 四 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

（農業基盤整備課）

公告第百六十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定による公共測量の実施を終了した。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 測量地域 いわき市四倉町駒込地内
 二 測量開始期日 平成二十年九月三日
 三 測量終了期日 平成二十一年三月十日
 四 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

（農業基盤整備課）

公告第百六十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定による公共測量の実施を終了した。

平成二十一年三月三十一日

- 一 測量地域 岩瀬郡鏡石町成田地内
- 二 測量開始期日 平成二十年九月二十六日
- 三 測量終了期日 平成二十一年三月十八日
- 四 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）
（農業基盤整備課）

公告第七十号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定による公共測量の実施を終了した。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 須賀川市仁井田地内
- 二 測量開始期日 平成二十年九月二十六日
- 三 測量終了期日 平成二十一年三月十八日
- 四 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）
（農業基盤整備課）

（農業基盤整備課）

公告第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を平成二十一年三月三十日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公表する内容
変更後の阿武隈川地域森林計画
- 二 公表する場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部
（森林計画課）

公告第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を平成二十一年三月三十日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公表する内容
変更後の奥久慈地域森林計画並びに森林法第六十二条第二項の規定により申し立てがあつ

た意見の要旨及び当該意見の処理の結果

- 二 公表する場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部
（森林計画課）

公告第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を平成二十一年三月三十日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公表する内容
変更後の会津地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果
- 二 公表する場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部
（森林計画課）

（森林計画課）

公告第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を平成二十一年三月三十日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公表する内容
変更後の磐城地域森林計画
- 二 公表する場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部
（森林計画課）

公告第七十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。
この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川整備基本方針の名称 二級河川小泉川水系河川整備基本方針

(河川計画課)

公告第百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の表の中欄に掲げる河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、当該浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、すべての浸水想定区域に係る関係図面は福島県土木部河川港湾総室河川整備課に、次の表の中欄に掲げる河川の浸水想定区域に係る関係図面は同表の下欄に掲げる担当課に備え置いて閲覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

水系名	河川名	担当 課
阿武隈川	松川	県北建設事務所企画管理部管理計画課
新田川	新田川	相双建設事務所企画管理部管理計画課
小高川	小高川	
真野川	真野川	
太田川	太田川	
富岡川	富岡川	いわき建設事務所企画管理部管理計画課
蛭田川	蛭田川	

(河川整備課)

公告第百七十七号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 名称 福島空港公園
- 二 位置 須賀川市田中宇深田、字関林及び字売田並びに狸森字松原地内
- 三 区域 別添図面のとおり

四 供用開始の期日 平成二十一年四月一日
（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県福島空港事務所において、一般の縦覧に供する。）
(まちづくり推進課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

公印を次のように新調し、平成二十一年四月一日その使用を開始する。
平成二十一年三月三十一日

福島県教育委員会

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
17	福島県郡山自然の家所長印		郡山自然の家所長
18	福島県会津自然の家所長印		会津自然の家所長
19	福島県相馬海浜自然の家所長印		相馬海浜自然の家所長
20	福島県いわき海浜自然の家所長印		いわき海浜自然の家所長

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成21年3月31日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1 検定の種別及び級、日時並びに場所

種別及び級	日 時	場 所
雑踏警備業務 2級	(第1回) 平成21年7月1日 (水) 午前9時から午後5時 まで (第2回) 平成21年9月30日 (水) 午前9時から午後5時 まで	福島県青少年 会館 (福島県 福島市黒岩字 田部屋53番5)
施設警備業務 2級	平成21年10月28日 (水) 午前9時から午後5時 まで	

2 検定対象者

(1) 福島県内に住所を有する者

(2) 福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

3 検定の定員

各検定30名

4 検定申請手続等

(1) 検定申請手続

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、福島県内の各警察署に備付けの検定申請書に必要事項を記入し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める警察署に提出すること。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県内に住所を有する者 住所を管轄する警察署

イ 福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

(総務課)

もの 当該営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 添付書類

検定申請者は、(1)の検定申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

ア (1)のイに該当する者にはその住所を陳明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）、(1)のイに該当する者には営業所に属する警備員であることを陳明する書面 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(3) 検定申請の受付期間

ア 雑踏警備業務

(イ) 第1回 平成21年4月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時まで

(ロ) 第2回 平成21年7月27日（月）から同月31日（金）までの午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務

平成21年8月24日（月）から同月28日（金）までの午前9時から午後5時まで
なお、各検定とも検定の申請の先着順に受検者を決定し、受検者の数が定員に達したときは、その後の申請については受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 検定手数料

ア 金額

(イ) 雑踏警備業務 13,000円

(ロ) 施設警備業務 16,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、既納の検定手数料は、返還しない。

5 受検票の交付

検定申請者に対し、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。この受検票は、受検当日必ず持参すること。

6 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 検定に関する問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年3月31日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）

(2) 期間及び日時

ア 施設警備講習

(イ) 第1回

a 期間 7日間

b 日時 平成21年6月10日（水）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回

a 期間 7日間

b 日時 平成21年10月5日（月）から同月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月12日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 雑踏・交通誘導警備講習

(イ) 期間 6日間

(イ) 日時 平成21年9月9日（水）から同月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

2 受講定員

各講習各回30名

3 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）の受講申込みを行う日現在において、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 最近5年間に受講警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「新1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下

「新2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、福島県内の各警察署に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉をばり付け、住所地在を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者にあつては、福島県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。

ア 3の(1)に掲げる者 受講警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 新1級検定に係る合格証明書の写し 1通

ウ 3の(3)に掲げる者 新2級検定に係る合格証明書の写し及び当該旧2級検定に合格した後に、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し 1通

オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定に係る合格証の写し及び当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

ア 施設警備講習

(イ) 第1回 平成21年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回 平成21年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

イ 雑踏・交通誘導警備講習

平成21年 8月 3日 (月) から同月 7日 (金) までの午前 9時から午後 5時まで
 なお、各講習各回とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定
 員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締
 め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了考査
 講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、
 施設警備講習にあつては各回47時間、雑踏・交通誘導警備講習にあつては38時限行
 うものとし、各講習各回の最終日に修了考査(五枚択一式問題が40問で、試験時間
 が100分間のもの)を実施する。

(5) 受講手数料
 ア 金額

(イ) 施設警備講習 47,000円

(ロ) 雑踏・交通誘導警備講習 38,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は返還しない。

(6) その他

受講者は、筆記用具を持参の上、受講する講習初日の午前 8時30分までに 1の(3)
 に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会 (福島県福島市中町 4番20号 みんゆうビル401号)
 電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2番16号
 福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
 電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年三月二十三日付け定例第二千六百五号中

目次中			犯罪被害者等早期援助団体 として指定した件	犯罪被害者等早期支援団体 として指定した件
一七七	上	一一	早稲町太平寺線	早稲町太平寺線

○平成二十一年三月二十四日付け号外第十三号中

一	上	後ろか ら十六	福島県議会議長 佐藤 憲保	福島県議会議長 遠藤 忠一
	下	後ろか ら八		